

2. 接種区分別対象者と接種体制（案）

国の考え方※

1. 住民接種は原則として集団的接種により実施する。集団的接種には、「地域集団接種」と「施設集団接種」の2種類があり、市町村により活用する施設集団について検討する。
2. 在宅医療を受療中の患者など、地域集団接種では対応困難な者に、医療従事者が戸別訪問をする場合も考えられる。（地域訪問接種）

※「市町村のための新型コロナウイルス等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）」より

本市の考え方（案）

1. 日頃から定期的に健診や予防接種を受ける機会がある者は、かかりつけ医での「個別接種」とする。
2. 入院・入所による集団生活を行っている者は、施設内でのまん延防止や感染拡大防止の観点から「施設集団接種」とする。小中学生は差別等防止の観点から、「個別接種」とする。
3. 「個別接種」、「施設集団接種」、「地域訪問接種」以外の対象については、「地域集団接種」を原則とする。ただし、国の示す接種順位によっては、接種区分の調整を行うことがある。

国：住民接種は原則、集団的接種で実施

接種区分	接種体制	場所	対象者
(1)地域集団接種	接種会場に接種対象者を募集させ実施	公民館 体育館 集会所 市民会館	①基礎疾患を有する者 ②妊婦 ③1歳未満の保護者 ④未就学児 ⑤高校生 ⑥専大生、大学生 ⑦高齢者（入院・入所を除く） ⑧障がい者（入院・入所を除く） ⑨移動可能な在宅療養者 ⑩通所サービス利用者 ⑪個別接種・施設集団接種・特定接種を除く全市民
(2)施設集団接種	学生、入院、入所等すでに形成されている集団を活用して実施	医療機関 社会福祉施設 グループホーム 有料ホーム 障害者施設 小・中学校 保育所・幼稚園	⑫小中学生 ⑬高齢者（入院・入所者） ⑭障がい者（入院・入所者）  ※移動困難な者が多い通所施設、幼稚園・保育所児童は、施設で実施することも可
(3)地域訪問接種	在宅医療の患者など地域集団で対応困難な者に個別訪問して実施	自宅	⑮移動が困難な在宅療養者



習志野市（案）：住民接種は集団接種と個別接種で実施

接種区分	接種体制	場所	対象者
(1)地域集団接種	接種会場に接種対象者を募集させ実施	体育館 コミュニティセンター 市庁舎等	⑤高校生 ⑥専大生、大学生 ⑦高齢者（入院・入所を除く） ⑧障がい者（入院・入所を除く） ⑩通所サービス利用者 ⑪個別接種・施設集団接種・特定接種を除く全市民
(2)個別接種	医療機関で接種	医療機関（通院者）	①基礎疾患のあるもの ②妊婦 ③1歳未満の保護者 ④未就学児 ⑨移動可能な在宅療養者 ⑫小中学生  ※接種可能枠がある場合は、施設集団接種及び特定接種対象者を除く全市民
(3)施設集団接種	入院、入所等すでに形成されている集団を活用して実施	医療機関（入院者） 介護保険等の入所施設 障がい者入所施設	⑬高齢者（入所者） ⑭障がい者（入所者） ⑯入院者
(4)地域訪問接種	在宅医療の患者など地域集団で対応困難な者に個別訪問して実施	自宅（往診）	⑮移動が困難な在宅療養者